

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様へ

地方公共団体等と連携して申請すると

テイクアウトやテラス営業などのための 道路占用の許可基準を緩和します

広島県では、広島県管理道路において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置としてテイクアウトやテラス営業などのための道路占有許可基準の緩和措置を行いました。その緩和措置の占有期間について、令和4年9月30日までとしていたところですが、このたびは令和5年3月31日まで延長することとしました。



イメージ（佐賀県より提供）

緩和措置のポイント（赤字部分が変更点）

内容	① <u>新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業</u>であること ② 「<u>3密</u>」の回避や「<u>新しい生活様式</u>」の定着に対応すること ③ テイクアウト、テラス営業等のための<u>仮設施設の設置</u>であること ④ <u>施設付近の清掃等</u>にご協力いただけること
主体	地方公共団体又は関係団体※ ¹ による一括占有※ ² ※ ¹ 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間団体など ※ ² 個別店舗ごとの申請はできません。 お住まいの地方公共団体等にご相談ください。
場所	道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※ 歩道上においては、交通量が多い場所は <u>3.5m以上</u> 、その他の場所は <u>2m以上</u> の歩行空間の確保が必要です。 ※ 沿道店舗前の道路にも設置可能です。
占用料	免除
占有期間	令和5年3月31日まで （令和4年9月30日までを延長）

【お問合せ先】

広島県 土木建築局 道路河川管理課
電話番号：082-513-3903

お問い合わせ・申請書の提出先

建設事務所（支所）名	所在地	電話番号	担当地域
西部建設事務所 管理第一課	〒732-0816 広島市南区比治山本町 16-12	082-250-8150	江田島市， 府中町，海田町， 熊野町，坂町
〃 管理第二課	〃	082-250-8157	安芸高田市
西部建設事務所呉支所 管理課	〒737-0811 呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400 (代表)	呉市
西部建設事務所廿日市支所 管理用地課	〒738-0005 廿日市市桜尾本町 11-1	0829-32-1141 (代表)	廿日市市， 大竹市
西部建設事務所安芸太田支所 管理用地課	〒731-3501 山県郡安芸太田町加計 3087	0826-22-0545	安芸太田町， 北広島町
西部建設事務所東広島支所 管理課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10	082-422-6911 (代表)	東広島市， 竹原市， 大崎上島町
東部建設事務所 管理課	〒720-8511 福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311 (代表)	福山市，府中市， 神石高原町
東部建設事務所三原支所 管理課	〒723-0015 三原市円一町二丁目 4-1	0848-64-4263	三原市，尾道市， 世羅町
北部建設事務所 管理課	〒728-0013 三次市十日市東四丁目 6-1	0824-63-5181 (代表)	三次市
北部建設事務所庄原支所 管理用地課	〒727-0011 庄原市東本町一丁目 4-1	0824-72-2015 (代表)	庄原市